

地方税財源の充実確保に関する決議

基礎自治体である市は、社会保障や教育など住民生活に直結した様々な行政サービスを提供している。

少子高齢化による社会保障関係費の増嵩をはじめ財政需要が急増する中、地方自治体が持続的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、地方一般財源総額の確保が必要不可欠である。

さらに、行政サービスを提供する上で、地方が担う事務と責任に見合うよう国と地方の税源配分を見直し、税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保

地方財政計画に、社会保障関係費の自然増など増嵩する財政需要を的確に反映することにより、地方交付税を増額し、一般財源総額を確保すること。

また、財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより必要額を確保すること。

2．都市税源の充実確保

- (1) 個人住民税の充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という税の基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除は導入しないこと。
- (2) 自動車重量税及び自動車取得税については、極めて厳しい地方財政の状況及び地球温暖化対策などの観点から、代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め堅持すること。
- (3) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方自治体における貴重な税源であることから、現行制度を堅持すること。
- (4) 市町村の基幹税目である固定資産税については、その安定的確保を図ること。

なお、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

3．地球温暖化対策に関する地方税財源の確保等

地球温暖化対策のために地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を地方に譲与する地球温暖化対策譲与税を創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上決議する。

平成24年11月8日

全国市議会議長会